

議案第 4 0 号

朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例

朝霞市印鑑条例（昭和 5 1 年朝霞市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加え、「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 印鑑登録番号

第 8 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 生年月日

第 8 号第 1 項第 7 号中「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 生年月日

第 1 7 条第 2 項第 4 号中「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第 1 9 条の 2 中「限る。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）、特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加え、「（同法）」を「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

朝霞市長 松下 昌代